



2007 年 7 月吉日

教育委員会 指導室 御中

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
著作権・情報モラル普及啓発委員会

学校における「著作権法」遵守のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(以下、ACCS)は、コンピュータソフトウェアをはじめとするデジタル著作物の著作権者の権利を保護するとともに、著作権の普及活動を行い、コンピュータ社会における文化の発展に寄与することを目的として 1985 年に設立された文部科学省・文化庁許可の社団法人です。

さて、既にマスコミ等より報道されておりますが、平成 19 年 5 月 26 日、インターネットオークションサイトを悪用し、権利者に無断で複製したカーナビゲーションソフトを販売していた新潟県上越市に住む公立小学校の男性教諭(46 歳)が、著作権法違反の疑いで逮捕されました。

ご存じの通り、著作物を著作権者の許可なくコピーすることだけではなく、違法なコピー品を配布することやファイル交換ソフトを利用し他人の著作物を無断でアップロードすることなど著作権を侵害する行為も、刑事罰(懲役 10 年以下又は罰金 1000 万円以下、又はこれらの併科)の対象であり、さらに著作権者の民事による損害賠償請求の対象となります。

学校教育現場におかれましては、教科書や小説、音楽、ソフトウェアなど他人の著作物を利用する機会が多くあります。このように、授業で使うために、授業を担当する教師や学生・生徒が公表された著作物を無許諾で複製できることが特別に認められています(著作権法 35 条 1 項)。そして、これら著作物を利用して、児童・生徒、教員が新たな著作物を生み出す教育活動は、大変貴重です。作品を創作するすばらしさや著作物の利用方法を生徒に指導する教員には、授業以外の場や校外で著作物を利用する方法についても十分理解し、著作権についてより一層深い知識と、学校内でのコンプライアンス(法令遵守)の意識を持っていただきたいと ACCS では考えます。

貴委員会におかれましては、著作物の利用について注意されているかと存じますが、今一度、以下内容をはじめとする著作権法等遵守を徹底いただきますようお願い申し上げます。

- 教員が校外で利用する著作物に関する指導
 - ・違法なコピーの禁止(作成、配布、利用を含む)
 - ・ファイル交換ソフト等を使用した違法な著作物(音楽、映像、プログラム等)のアップロードの禁止
- 学校内で利用する著作物の管理の徹底
 - ・違法コピー防止のためのソフトウェア管理など、コンプライアンスの徹底

なお、当協会では、教員向けの著作権セミナーも実施しておりますので、著作権に関する講演等をご検討の際は、お気軽にお問い合わせください。

末筆になりましたが、今後とも、当協会の活動にご理解とご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

<お問い合わせ>

〒112-0012 東京都文京区大塚 5-40-18 友成フォーサイトビル 5 階

電話:03-5976-5175 FAX:03-5976-5177

URL:<http://www2.accsjp.or.jp>

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)

著作権・情報モラル普及啓発委員会